

JIS

繊維製品の取扱いに関する表示記号及び その表示方法

JIS L 0001 : 2014

平成 26 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	石 川 麗 子	一般財団法人日本消費者協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.10.20

官 報 公 示：平成 26.10.20

原案作成協力者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	2
3 記号の説明及び定義	3
3.1 記号	3
3.2 洗濯処理記号の詳細	6
3.3 漂白処理記号の詳細	8
3.4 乾燥処理記号の詳細	8
3.5 アイロン仕上げ処理記号の詳細	9
3.6 商業クリーニング処理記号の詳細	9
4 記号の適用及び使用	11
4.1 記号の適用	11
4.2 表示場所	11
4.3 適切な記号を選定するための特性及びその試験方法	11
4.4 記号の使用	11
4.5 各国の要求事項	11
4.6 付記用語の例	11
附属書 A (参考) 適切な記号選定のための特性及び試験方法	12
附属書 B (参考) 取扱表示における地域及び国家の要求事項	17
附属書 C (参考) 付記用語の例示	21
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	26
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

繊維製品の取扱いに関する表示記号及び その表示方法

Textiles—Care labelling code using symbols

序文

この規格は、2012年に第3版として発行されたISO 3758を基とし、繊維製品の生産、流通のグローバル化、並びに我が国の家庭洗濯及び商業洗濯の一部のドライクリーニング及びウエットクリーニングにおける繊維製品のケア（取扱方法）（the textile care process）の実態に対応するため、技術的内容は変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

繊維素材、材料、縫製、製品、材料及び／又は製品に施される仕上げ加工などの多様化と同時に、洗濯及び取扱い操作技術の進歩によって、製品を見ただけで適切な洗濯方法及び取扱方法を選定することが著しく困難になってきた。このような状況から消費者（consumer）及びクリーニング業者（professional launderers and dry cleaners）を支援するため、取扱いに関する情報を繊維製品に表示する目的で、1991年にこの表示記号を使った規格が国際規格として制定され、数回の改正を経て改善されてきた。

この規格は、繊維製品のケアの表示に使用すること、繊維製品の洗濯などの取扱いを行う間に回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作に関する情報を提供することを目的とし、表示記号及びその使用方法を明確にする体系について規定した。

注記 取扱いに関する表示記号又は付記用語で示した事項は、信頼性のある根拠（試験結果、素材の特性、過去の不具合実績など）による裏付けをもつことが望ましい。例えば、表示者が、×印を付けて洗濯不可の表示をした場合には、表示者は、洗濯によって不具合が起こることの根拠を保持していることなどである。

1 適用範囲

この規格は、家庭洗濯（洗濯、漂白、乾燥及びアイロン仕上げ）及びドライクリーニング並びにウエットクリーニング（以下、商業クリーニングという。）による繊維製品のケア（取扱方法）に関する表示記号（以下、記号という。）及び表示方法について規定する。ただし、工業ランドリーは除く。

なお、記号で表示される家庭洗濯のための情報は、クリーニング業者の参考にもなる。

この規格は、消費者に供給される全ての繊維製品に適用できる。

注記 1 工業ランドリーの対象となるリネンサプライ、作業服などのための記号及び表示方法は、ISO 30023で規定されている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3758:2012, Textiles—Care labelling code using symbols (MOD)